

第1回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会(8月3日) 委員意見要旨一覧

番号	該当箇所	委員意見等	事務局回答
1	第4章 行政運営 第11条(総合計画)	総合計画との関係性をどういうふうに私どもが扱っていけばいいか。	関係性を事務局で整理したのち、第3回検討委員会にてご検討いただく予定です。
2	第4章 行政運営 第12条(財政運営)	既に単年度の予算だけでなく、中期的な財政見通しについても公表されているところだろうと思うが、現在の規定でその公表義務についての言及が特にないので、市民に分かりやすく伝えるというところで、何らか規定があったらいいのではないか。	「財政の中期見通し」など財政に関する事項について公表しているところではあります が、積極的に機会を捉え発信すべきであるというような、「市民に分かりやすく伝える」ことについて言及する必要性の観点からご検討いただければと思います。
3	第4章 行政運営 第17条(情報公開) 第18条(個人情報の保護)	民生委員はいろいろな相談業務をしているので、その相談業務に関して行動するための情報が得られないとか、そういったこともある。学校関係も、もう少し子どもたちの情報を開示していただいて、もう少し皆さんが協力をし合いながら行っていくといいのでは。	学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、地域でどのような子どもたちを育てるのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、地域と一体となっ て子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進することが重要と捉えており ます。教育現場が抱える様々な課題が複雑化・多様化する中においても、適正な行政運 営を前提として、地域コーディネーターの活用等により、地域とともにある学校づくり を推進してまいります。 なお、個人情報の取扱いを含め、学校で改善できる点があれば、校長会等を通じて各学 校に情報共有・指導を行っているところです。
4	第4章 行政運営 第20条(危機管理体制の整備等)	どのような危機管理体制が必要なのか、そういう視点も必要だ。	条文と関連取組を説明いたしますので、それらを踏まえて引き続きご意見いただければ と思います。
5	第4章 行政運営 第20条(危機管理体制の整備等)	災害であるとか火事であるとか、そういうところの取り組み方、実際に起こった時の市 民や行政の対応の仕方をしっかり踏まえて考えていく必要がある。	佐賀関大規模火災での経験を踏まえ、当時の対応状況や課題等を整理し、南海トラフ巨 大地震など大規模災害へ備え、災害対策本部組織体制の見直しなど災害時の応急対策業 務の事務改善を行っているところです。
6	第5章 市民参画等 第22条(市民参画)	PTAに入っていない子どもは祭りに参加できないようになっていていると聞いた。誰でも参加 できるような形にしていただけるといいのではないか。	本市教育委員会といたしましては、教育活動において、保護者のPTA加入、非加入をもっ て子供への対応に差異があってはならないと考えております。今後も、子どもが参加す るPTA行事等において差異がないよう校長会等を通じ各学校へ指導を徹底するとともに、 大分市PTA連合会ともさらなる連携を図ってまいります。
7	第5章 市民参画等 第22条(市民参画)	市民主体のまちづくりを進めるためには、関心を持っている人へ情報を届けるだけでな く、地域活動に関わったことがない人が偶然でも地域との接点を持てるような仕組み作 りが重要。	条文と関連取組を説明いたしますので、それらを踏まえて引き続きご意見いただければ と思います。
8	第5章 市民参画等 第22条(市民参画)	まちづくりを進めるためには、市民の参加意欲を高めるだけでなく、参加したいと思 った時に、そのきっかけに出会える環境を整えることが重要。	
9	第5章 市民参画等 第23条(協働の推進)	一步一步、私たち年長の者から、下の人に伝えていくとか、そういうこともやっぱり大 事(本当の意味での多世代の交流)。	
10	第5章 市民参画等 第23条(協働の推進)	市民と行政が協働で役割分担しながら行っていくというような考え方なのはとてもよく 分かった。	ご意見ありがとうございます。関係部局にも共有し、今後取り組んでまいります。

11	第5章 市民参画等 第23条(協働の推進)	行政、それから子ども地域ということで一緒にやらなければ、下ろすだけということでは、まちの方はやはりちょっと疲弊しているところもある。	逐条解説にもありますとおり、本来行政が行うべきものについてまで市民に責任を負わせるものではないという考えのもと、引き続き協働の推進に取り組んでまいります。
12	第5章 市民参画等 第23条(協働の推進)	仕事内容を分割しながら行っていくということに関しては、民生委員だからかもしれないが、一般市民の役割の負担が非常に大きくなっている。	
13	第5章 市民参画等 第23条(協働の推進)	一部の方だけの働きではなくて、一般市民皆さんが活動できるような取組、仕組みで行っていければ、負担が少しずつ減るのでは。	
14	第5章 市民参画等 第23条(協働の推進)	役割分担の見直しという点	
15	第5章 市民参画等 第23条(協働の推進)	学校側が、PTAがなくなったことで、いろんな手伝いを、保護者にあまり求められなくなったのかと思うが、それを地域に持ってくる。地域は、頼まれたら素直に協力しているが、やはり高齢者が多いので、だんだん負担になってくる。そうすると、学校は何をしているのかな、という疑問が出てくる。そういったことが、地域の感覚としてはちょっと困ったと感じる。もう少し学校側が私たちを信用して開いてくれるとありがたいと思うようなところが見え隠れする。	学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、地域でどのような子どもたちを育てるのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進することが重要と捉えております。本条例第23条第1項においても「目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない」とありますので、教育現場が抱える様々な課題が複雑化・多様化する中においても、適正な行政運営を前提として、地域コーディネーターの活用等により、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。
16	第5章 市民参画等 第24条(市民提案) 第25条(市民意見の聴取)	大分市が市民の意見を聞くという姿勢を持ってるというのは感じた。	ご意見ありがとうございます。関係部局にも共有し、今後取り組んでまいります。
17	第5章 市民参画等 第24条(市民提案) 第25条(市民意見の聴取)	広く市民の意見を聞くということがあったので、ぜひともそういう機会を今後も持っていただきたい。	
18	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	地域コミュニティは非常に大事なところだと思うので、今後もいろんなことに頑張っていきたい。	ご意見ありがとうございます。関係部局にも共有させていただきます。
19	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	大分市まちづくり自治基本条例の必要性の説明の中で、「大分市の特性を生かした独自のまちづくり」という言葉が出てくる。これが子ども自治会としても欲しいところだが、これまで2回の条例の見直しを行う中、どのようなものがあったのか。	地域まちづくりビジョンにつきましては、それぞれの地域の特性を生かしたビジョンを市民の皆さんからご提言をいただいて、それをフォローアップ会議の中で行政の職員とともに課題解決が図られるような取組を行ってきたというようなことも、大分市の特性を生かしたまちづくりの取組の1つで、もちろんそれについてはこのまちづくり自治基本条例がその基本にはあるものと考えております。
20	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	大分県の中の大分市の特性っていう特性の部分を、どうこの条例の中に、あるいは運用や解説の中に活かしていくか。	第29条第1項に「地域の特性をいかしたまちづくり」という文言がありますが、「まちづくり」について、逐条解説に説明があります※。「まち」＝大分市全域ではありませんので、それぞれの地域の現状や時代背景に応じて考えていく必要があります。大分市の特性については総合計画基本構想にも記載ありますので別途ご紹介いたします。
21	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	地域まちづくり交付金にも関係するところだが、特性を生かしたやり方は遅々として進んでいないので、今一度、「特性を生かした」の部分も皆で話し合ったらよいのでは。	※逐条解説(抜粋) 「まちづくり」については、敢えて定義すると、例えば「市や地域(まち)が抱えている共通の課題を解決し、暮らしやすいまちを実現するために行政と市民が協力(協働)して行うハード・ソフト両面における公共的な活動の総体」というようなことになりませんが、そこには多岐にわたる意味や価値観を含んでおり、それぞれの理解の仕方や様々な活動のかたちがありえます。したがって、ここではむしろ厳密な定義をせずに、それぞれの地域(まち)の状況や論じる人の立場・考え方によって、様々な捉え方ができる余地を残すべきであると考えています。

22	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	小藩分立という大分の独自性があると思うので、昔の大分県の一村一品運動みたいな形で、融合してまちづくりできるのではないかな。こういうのはいかがでしょうかと言ってくれた方が私どもとしてはやりやすい。自分の気がついたことは声に出して、このような形で私どもの方は賛同でき、一緒にできますよということを答えたい。	ご意見ありがとうございます。関係部局にも共有させていただきます。
23	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	祭りは割に大分市の中ではまとまっていて、いろんなところの地域の方が頑張っていると思う。	主なお祭りに、大分七夕まつりや本場鶴崎踊大会等があります。市内各地域でのさまざまな祭り・イベントは大分市ホームページで紹介しています。
24	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	地域のコミュニティ、PTAの分解というのはもう本当に進んでいる。ここのところを、いかにして止めることができるかというのが喫緊の課題となる。	条文と関連取組を説明いたしますので、それらを踏まえて引き続きご意見いただければと思います。なお、本市教育委員会に確認したところ、PTAは現在10団体が休会中とのことでした。
25	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	子ども会に保護者の方はいるが旗振り役がなかなかいないというのが、要するに地域コミュニティの分解の現状。	条文と関連取組を説明いたしますので、それを踏まえて提言に含めるか引き続きご意見いただければと思います。 なお、子ども会活動を啓発するチラシを学校連絡システム「すぐーる」にて周知するとともに、子ども会活動の運営方法や活動事例をわかりやすくまとめた「子ども会活動ハンドブック」や「You Tube版子ども会活動ハンドブック」を本市ホームページで公開しているところです。
26	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	(地域コミュニティの活性化の)条件は1つは旗振り役、もう1つ言われるのが、やはり人口、世帯数。やっぱり年齢差という部分もあるのだと思う。高齢者だけでなく、将来の大分市や日本を託すような子どもの方にも少しウェイトを置いていったら良いのでは。	運用面のご意見として提言に含めるかご検討いただければと思います。
27	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	旗振り役を押し付けでやられたという、そういう自治会は絶対衰退してくる。だから、そういうのではなく、長を2人にするなどやり方をちょっと変えればいい。	ご意見ありがとうございます。関係部局にも共有させていただきます。
28	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	子ども会の話だけになるが、元気な高齢者の方に代表者と旗振り役になっていただく。これは近いうちに私の地域の方では行うことができると思う。	実際の取組についてご共有いただきありがとうございます。関係部局にも共有させていただきます。
29	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	私の住んでいる地域では、親御さんが責任を負ったり、お金を出したりというのが嫌だということで子ども会が潰れたので、自治会で子ども会を作った。そうすると、積極的に委員をすとか、役員をすとかいうことはなくても、手伝いますという子どもさん、親御さんたちが増えてきたというところに非常に、良かったという思いがある。	
30	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	熱い思いを持ったリーダーの旗振り役の方がいらっしゃるか、いらっしゃらないかで大きく違ってくるかと思うが、そういう方の育成も、やはりこれからとても大事な任務。	第8条第6項「市長等は、市民と協働し、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。」とありますように、市民の自主的なまちづくりを促進するためには、地域において活動する人材が不可欠であると捉えております。

31	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	具体例を聞いて、地域コミュニティがうまく機能するためには、リーダーシップ、アイデア、人を巻き込む力、巻き込む仕組み、巻き込み方というところがうまくいくといいのではと感じた。	条文と関連取組を説明いたしますので、それらを踏まえて引き続きご意見いただければと思います。
32	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	大分市中核市で、大きな企業も立地しているので、転勤なり就職なりで来られるという方がいる。そういった方に、どういうふうにご参加いただけるか、取り込んでいくかというのも1つポイントになると思う。	
33	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	1番有力なのはやはりお子さんがいらっしゃるということだと思う。お子さんがいるから、PTAにも行くし、子ども会にも行くしというところで、それなりにまちづくりのリーダー的な人がリクルートされていくという仕組みがあるんだろうと思う。なかなかそこに乗らない人、特に若年者、単身者、転勤で来られた方などをどう巻き込んでいくというの、1つのまちづくりの課題というか、1つの改善のポイントなのではないかと思う。	
34	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	PTAをはじめとして、これまで当たり前であった組織のあり方みたいなもの、集団のあり方、コミュニティのあり方というものが、やはり価値観の変化や取り巻く背景で変わってきているので、それをどう受け止めて、どうこの中に盛り込んでいくか。	
35	第6章 まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	これから高齢化が進む、1人暮らしが多くなる、そういう意味も含めて、地域コミュニティをどのように作っていくのかということが、社会福祉協議会の中でも大事なだろうなということで、いかに寄り添っていくのかという話が出ている。その辺りは地域コミュニティなのか、市民の責務なのか、協働なのか、そして自助、共助、公助もあるが、互助という、お互い様というところも視点としては必要なのではないかなと感じた。	「互助」につきましては、「共助」「互助」とともに近隣住民等と助け合うことを指しますが、「共助」は地域の人とも助け合うという「互助」より広い意味を含んでいると考えております。また、内閣府が作成した令和6年度の防災白書においても近隣住民等と助け合うことについて「共助」で統一しています。よって、「共助」に「互助」の意味も含めていると解釈でき、条文の改正は不要と考えております。しかしながら、分かりやすさ等の観点から、逐条解説への追記について提言に含めるか等ご検討いただければと思います。
36	第6章 まちづくりの推進 第31条(多様な文化の尊重等)	第31条に多様な文化の尊重等ということで、多様性に関する規定があるが、時代背景を踏まえると、この条例の制定当時からすると、文化というよりは、例えばLGBTQの方や、定住外国人等、多様な背景を持ったメンバーが市の中にいるということで、アップデートの可能性があるのではないかと。解説ところで入れるというの、1つのやり方だし、条例本文というところだけではなく、新たなものを読み込んでいくというの、1つ方向性。	第31条は、多様な文化の尊重等について定めた規定で、現在においても重要な点であると認識しております。 併せて、本条例は第3条、第4条、第6条の規定より、市民の多様性を前提とした条例であると認識しており、LGBTQの方や、定住外国人等につきましても、もともと本条例に想定されているものと考えております。 ※関係条文等 第3条（基本理念） 市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。 第4条（基本原則） 本市は、次に掲げる事項を自治の基本原則としてまちづくりを行うものとする。 (2) 市民総参加の原則 全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。 第6条（市民の責務） 1 市民は、自らが自治の主体であることを認識するとともに、まちづくりに関し次に掲げる責務を負う。 (2)互いに権利を尊重し、理解し、及び協力するよう努めること。 (逐条解説 第2号は、まちづくりに参画する場合の前提として、互いが持つ思想や価値観、文化、生活習慣などを理解し、それらを尊重した上で、お互いに協力しながら取り組むよう努めることを規定しています。)

37		前回の見直しでご提示をさせていただいたまちづくりの見直し等に関する提言に関して、どういう形で対応されたか。	令和3年度大分市まちづくり自治基本条例の見直し等に関する提言につきまして、議事（1）にてご説明いたします。
38		前回の見直しの中でも、まちづくり自治基本条例を知っている市民が少ないという話も出ていたので、前回以降にどれだけ大分市まちづくり自治基本条例について市民に公開した事例があるのか、ちょっと気になったりもする。	
39		まちづくり自治基本条例自体が、やはり条文を変えていくというのは大変難しいことだということを理解したので、いかに逐条解説の中で市民にわかりやすく、どのような対応をすればよいかということを書き込んでいく、そしてそれをいかに広報していくかということが重要なことだと思う。	ご意見ありがとうございます。広報につきましても運用面のご意見として提言に含めるか引き続きご検討いただければと思います。
40		大分市まちづくり自治基本条例ということが周知されることが大事なのか、あるいはそういうことをもう皆さんの体の中に浸透させるというか、実際にまちづくりの中、地域づくりの中、地域コミュニティの中で行っていくことの方が大事なのか。	両方大事であると考えますが、本条例の基本理念（市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念）や、目的（市民主体による自治の実現）達成のためには、後者が必要不可欠であると考えています。
41		条例などについていっぱい言われても、最初はあまりピンとこないところがやっぱりどうしても一般市民だと多いのかなと思うので、結局何かに市民が直接参加することで、こういうのがあるんだというような認識になっていくのかなと思う。	運用面のご意見として提言に含めるかご検討いただければと思います。
42		自治とか条例という言葉は若者にとっては難しく距離を感じやすいが実際内容を確認すると、高校生以上であれば理解ができるだろうから、伝え方を工夫して、より多くの方が関心を持つきっかけにつながるのではないかな。	
43		大分市まちづくり自治基本条例を別に知らなくても、本当に元気なまちや自治会もやっぱり実際にあって、それがどういうふうな仕組みで元気なのかというところを見ることもまた大事では。	
44		この条例自体の理念というものが今でも通用するかどうかというところについて、私は通用するのではないかなと思ってお話を進めていたところではあるが、もっともっと踏み込んだ記載が必要ではないか、あるいは現状に合った記載が必要ではないかということで、検討の必要はやはりあるのだなと感じた。	条文と関連取組を説明いたしますので、それらを踏まえて提言に含めるか引き続きご意見いただければと思います。
45		大分市まちづくり自治基本条例に従った運用の中での課題、あるいは運用に関わる解説の中での課題のあり方、例えばコミュニティ、市民参加、情報の伝達、市民への周知といったようなところの具体的な運用方法というものをどう捉えられているかという点もある。	具体的な運用方法について、運用面のご意見として提言に含めるかご検討いただければと思います。
46		そういうことを踏まえた上で、条例と実態とのギャップのところをどう埋め込んでいくかということなのかなと思った。	条文と関連取組を説明いたしますので、それらを踏まえてそのような視点でも引き続きご意見いただければと思います。
47		学校との関わり方について本検討委員会の中での検討にどう入れ込めばよいか。	第2条第2項より、学校を所管する教育委員会も本条例の「市長等」に含まれるところ、第29条第1項「市長等は、地域コミュニティとの協働により、地域の特性をいかしたまちづくりを推進するものとする」をはじめとした規定がありますように、教育委員会も市民主体のまちづくりを推進する主体と考えております。